

吸収分割に関する事後開示書類

(吸収分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項)

インヴァスト株式会社
インヴァスト証券株式会社

2023 年 6 月 30 日

吸収分割に関する事後開示書類

東京都中央区東日本橋一丁目 5 番 6 号
インヴァスト株式会社
代表取締役社長 川路 猛

東京都中央区東日本橋一丁目 5 番 6 号
インヴァスト証券株式会社
代表取締役社長 川上 真人

インヴァスト株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）および吸収分割承継会社の 1 完全子会社であるインヴァスト証券株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）は、2023 年 3 月 16 日付で締結した吸収分割契約に基づき、効力発生日を 2023 年 6 月 30 日として、吸収分割会社の資産の管理・運用に係る事業（以下「本事業」といいます。）を吸収分割承継会社に承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

- (1) 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2023 年 6 月 30 日
- (2) 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - ① 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - ② 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - ③ 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

- ④ 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 4 月 13 日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
- (3) 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）
- ① 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）
本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
- ② 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
- ③ 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 4 月 13 日付の官報及び電子公告において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。が、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
- (4) 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）
吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 6 月 30 日をもって、吸収分割会社から本事業に関する権利義務を承継いたしました。本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社より承継した資産及び負債の額（概算）は次のとおりです。
承継した資産の額（概算額） 913 百万円
承継した負債の額（概算額） 295 百万円
- (5) 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
2023 年 7 月 7 日（予定）
- (6) その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以上